

別記 1

総合評価点算定基準（施工体制確認型）

1 総合評価点の算定方法

総合評価点は、入札書が無効でない者及び栃木県低入札価格調査制度事務処理要領第 6 条第 3 項において失格でない者について、次の算式により算定する。

総合評価点＝価格点＋価格以外の評価点＋施工体制評価点（0 点又は－10 点）

2 価格点及び評価点の配点

配点は、次のとおりとする。

(1) 標準型による場合

ア 価格点	100 点
イ 価格以外の評価点	28 点
ウ 施工体制評価点	0 点又は－10 点

(2) 簡易Ⅰ型による場合

ア 価格点	100 点
イ 価格以外の評価点	24 点
ウ 施工体制評価点	0 点又は－10 点

(3) 簡易Ⅱ型による場合

ア 価格点	100 点
イ 価格以外の評価点	16 点
ウ 施工体制評価点	0 点又は－10 点

(4) 簡易Ⅲ型による場合

ア 価格点	100 点
イ 価格以外の評価点	11 点
ウ 施工体制評価点	0 点又は－10 点

3 価格点の算定方法

(1) 価格点は、次の算式により算定する。

価格点＝配点×最低価格／入札価格〔小数点以下第 4 位四捨五入〕

(2) 最低価格及び入札価格は、次のとおりとする。

ア 全入札者（入札書が無効でない者）が、低入札調査基準価格以上の価格で入札を行った者である場合

最低価格 各入札者の入札価格（消費税等を含まない。以下、同じ。）のうち最低の金額

入札価格 各入札者の入札価格

イ 全入札者（入札書が無効でない者）のうち、低入札調査基準価格を下回る価格で入札を行った者がいる場合

最低価格 低入札調査基準価格（消費税等を含まない。以下、同じ。）

入札価格 低入札調査基準価格以上の価格で入札を行った者は各入札者の入札価格

低入札調査基準価格を下回る価格で入札を行った者は低入札調査基準価格

4 価格以外の評価点の算定方法

価格以外の評価点は、入札者が提出した評価項目算定資料（添付書類を含む。）により、評価項目算定資料提出日（以下「評価基準日」という。）現在において、別紙評価項目について評価を行い算定する。

なお、価格以外の評価は、特定建設工事共同企業体に係る入札にあつては代表構成員を対象として行う。

5 施工体制評価点の算定方法

(1) 低入札調査基準価格以上の価格で入札を行なった者の施工体制評価点は、施工体制の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないおそれがないことから、施工体制確認審査資料の提出を求めず 0 点とする。

(2) 低入札調査基準価格を下回る価格で入札を行った者の施工体制評価点は、入札者が提出した施工体制確認審査資料（添付書類を含む。）により、施工体制確認審査資料作成要領に定める評価項目について評価を行い算定する。なお、必要に応じて、発注機関の長は意見聴取を行い評価に反映することができる。

(3) 前号の審査の結果、施工体制の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと発注機関の長が認めるときには、施工体制評価点を 0 点とし、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると発注機関の長が

認めるときには、施工体制評価点を-10点とする。

(4) 施工体制確認審査を辞退した者の施工体制評価点は-10点とする。

6 評価項目算定資料については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 優良工事の受賞については、国土交通省等が行う次の優良工事表彰の受賞を栃木県優良建設工事表彰の受賞とみなして評価する。

① 知事表彰とみなすもの

- ・ 関東地方整備局が行う優良工事表彰の関東地方整備局長表彰（表彰の種別は「優良工事」に限るものとし、「優秀工事技術者」「安全管理優良請負者」「イメージアップ優良工事」「コスト縮減優良工事」等は含まない）
- ・ 農林水産省が行う農業農村整備事業優良工事表彰の農林水産大臣表彰又は農村振興局長表彰（関東農政局が発注した工事で、かつ、表彰の種別は「優良工事」に限るものとし、「地域貢献活動」等は含まない）
- ・ 関東農政局が行う農業農村整備事業優良工事表彰の関東農政局長表彰（表彰の種別は「優良工事」に限るものとし、「地域貢献活動」等は含まない）

② 鋼橋上部工工事及びP C橋上部工工事においては、①に替えて次の優良工事表彰の受賞を知事表彰とみなす。

- ・ 国土交通省各地方整備局（北海道開発局、沖縄総合事務局を含む）が行う優良工事表彰の局長表彰（表彰の種別は「優良工事」（沖縄総合事務局については「優良施工工事」）に限るものとし、「優秀工事技術者」「安全管理優良請負者」「イメージアップ優良工事」「コスト縮減優良工事」等は含まない）
- ・ 農林水産省が行う農業農村整備事業優良工事表彰の農林水産大臣表彰又は農村振興局長表彰（農林水産省各地方農政局（北海道開発局、沖縄総合事務局を含む）が発注した工事で、かつ、表彰の種別は「優良工事」に限るものとし、「地域貢献活動」等は含まない）
- ・ 農林水産省各地方農政局（北海道開発局、沖縄総合事務局を含む）が行う農業農村整備事業優良工事表彰の局長表彰（表彰の種別は「優良工事」に限るものとし、「地域貢献活動」等は含まない）

③ 所長等表彰とみなすもの

- ・ 関東地方整備局管内の国土交通省の各事務所が行う優良工事表彰の事務所長表彰（表彰の種別は「優良工事」に限るものとし、「優秀工事技術者」「優良下請企業」等は含まない）

④ 鋼橋上部工工事及びP C橋上部工工事においては、③に替えて次の優良工事表彰の受賞を所長表彰とみなす。

- ・ 国土交通省各地方整備局（北海道開発局、沖縄総合事務局を含む）管内の各事務所が行う優良工事表彰の事務所長表彰（表彰の種別は「優良工事」（沖縄総合事務局管内の各事務所については「優良施工工事」）に限るものとし、「優秀工事技術者」「優良下請企業」等は含まない）

(2) ISOの認証取得については、対象業務を建設工事とし、（公財）日本適合性認定協会（JAB）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したものとする。

(3) 安全衛生活動の実績については、評価基準日の属する年度の前年度に、建設業労働災害防止協会栃木県支部が実施する安全衛生セミナー等を受講するなどして、当該協会が定めた基準を満たした者とする。なお、実績の証明については、評価基準日前3ヶ月以内に当該協会が発行した安全衛生活動等実績証明書の写しに限るものとする。

(4) 工事無事故等の実績（指名停止等の措置の有無）については、評価基準日前1年間に、栃木県建設工事等請負業者指名停止等措置要領第2条及び第3条の規定に基づく指名停止の期間が含まれず、かつ、第9条の規定に基づく書面での警告又は注意の措置をした通知日が含まれていないことにより評価する。

(5) 登録基幹技能者の配置については、当該工事に配置できる元請又は一次下請建設業者に所属している技能者の配置の有無により評価する。提出に際しては、従事する工種の登録基幹技能者の講習修了が確認できる書類の写し及び3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類として雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写しに限るものとする。ただし、法人の役員であること等により雇用保険に加入できない場合については、健康保険・厚生年金保険標準報酬月額決定通知書の写し及び住民税特別徴収税額の決定・変更通知書（市区町村が作成する「特別徴収義務者用」に限る）の写しを添付するものとする。

なお、受注者は、工事の完了日までに、当該工事において配置した登録基幹技能者名及び登録基幹技能者として実施した事項を報告するものとする。報告に際しては、登録基幹技能者配置資料に記載した技能者と別の技能者を配置した場合は、従事した工種の登録基幹技能者の講習修了が確認できる書類の写し及び3ヶ月以上直接的かつ恒常的に雇用されていることを証する書類（雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し）に限るものとする。ただし、法人の役員であること等により雇用保険に加入できない場合については、健康保険・厚生年金保険標準報酬月額決定通知書の写し及び住民税特別徴収税額の決定・変更通知書（市区町村が作成する「特別徴収義務者用」に限る）の写しを添付するものとする。

- (6) 配置予定技術者については、同種・類似工事を元請として受注した工事において、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として施工した工事経験を評価対象とする。これを証明する書類は、評価対象工事に従事したこと、並びに、当該工事の内容が評価基準に該当する工事であることを証明できるもの（CORINSの「登録内容確認書」、契約書（当該工事がPFI事業の場合は、PFI事業の発注者と受注者がわかる契約書を含む）、設計書、仕様書、図面等の写しなど）とする。なお、当該技術者が、同種類似工事において、契約工期全般にわたり従事していない場合は、当該技術者の従事期間の工事内容が分かるもの（栃木県土木工事共通仕様書に定める「計画工程表（工事実工程表）」など）を評価資料に添付するものとする。
- (7) 配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者とすることができる。この場合、配置予定技術者について提出を求める評価項目算定資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとする。

配置予定技術者の評価点は、配置予定技術者に係る評価項目の得点合計が最も低いものをもって評価する。

- (8) 配置予定技術者の工事成績評定については、元請けの主任（監理）技術者として、契約工期全般にわたり従事した「評価基準日の属する年度の前5ヶ年度及び評価基準日の属する年度の評価基準日まで」に完成引渡し完了した工事成績評定80点以上の建設工事の実績数を評価する。ただし、建設工事共同企業体として施工した建設工事については、代表構成員が配置した監理技術者のみを評価する。
- (9) 継続学習制度（CPD）については、評価基準日の属する年度の前年度に、建設系CPD協議会又は建築CPD運営会議の構成団体のうち、いずれか1団体における、当該団体が定める推奨単位以上の単位取得状況を評価する。これを証明する書類は、当該団体の学習履歴を証明する証明書の写しとし、当該団体の推奨単位を上記期間内に取得していることを証明するものに限るものとする。

なお、証明書発行団体以外の団体の取得単位は、CPD単位の相互認証を受けている場合に限り、証明書発行団体の証明に含めることができるものとする。

- (10) 地域の守り手としての実績については、次の①、②及び③の実績により評価する。

- ① 「路河川維持管理業務又は除雪業務の取組実績」又は「災害応急復旧工事の施工実績」
 - 栃木県県土整備部発注の道路・河川・砂防維持管理業務、又は環境森林部若しくは県土整備部発注の除雪業務であって、次のいずれかに該当するものとする。
 - ・ 評価基準日前2年間に、当該業務の完了引渡しを行った実績
 - ・ 評価基準日前2年間に、完了引渡しが行われた当該業務において、下請として契約等をした実績
 - 災害時の応急対策業務の実施に関する協定に基づく栃木県発注の工事で、評価基準日前5年間に完成引渡し完了した災害応急復旧工事の実績
- ② 災害時等の応急対策業務の実施に関する協定に基づく協力者名簿への登録等の実績
 - 評価基準日現在において、栃木県との間で締結した災害時の応急対策業務の実施に関する協定に基づく協力者名簿への登録又は災害時の応急対策業務実施に関する栃木県との覚書の締結の実績
- ③ 家畜伝染病の発生時等における防疫対策への協力に関する協定に基づく協力者名簿への登録の実績
 - 評価基準日現在において、栃木県との間で締結した家畜伝染病の発生時等における防疫対策への協力に関する協定に基づく協力者名簿への登録の実績

なお、鋼橋上部工工事、PC橋上部工工事については、次の①、②及び③の実績により評価する。

- ① 橋梁補修・橋梁補強工事実績
 - 過去の橋梁補修工事又は橋梁補強工事を元請けとして施工した企業の実績（建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。）により評価する。評価の対象とする工事は、評価基準日前2年間に完成引渡し完了した栃木県発注の工事とする。
 - ② 災害時等の応急対策業務の実施に関する協定に基づく協力者名簿への登録等実績
 - 評価基準日現在において、栃木県との間で締結した災害時の応急対策業務の実施に関する協定に基づく協力者名簿への登録又は災害時の応急対策業務実施に関する栃木県との覚書の締結の実績
 - ③ 家畜伝染病の発生時等における防疫対策への協力に関する協定に基づく協力者名簿への登録の実績
 - 評価基準日現在において、栃木県との間で締結した家畜伝染病の発生時等における防疫対策への協力に関する協定に基づく協力者名簿への登録の実績
- (11) 災害時の基礎的事業継続力については、評価基準日において、関東地方整備局の事業継続計画認定制度による「建設会社における災害時の基礎的事業継続力」認定の有無をもって評価する。これを証明する書類は、評価基準日現在において有効な関東地方整備局長が発行する認定証の写しとする。
- (12) 地域活動の実績については、以下の項目のうち該当する項目数により評価する。

- ① ボランティア活動実績
- 愛ロードとちぎ、愛リバーとちぎ、愛パークとちぎ
 - ・実施団体の認定を受けている者（実施団体の構成員を含む。）が、評価基準日前2年間に活動を実施した実績
 - とちぎ夢大地応援団、TUNAGU
 - ・とちぎ夢大地応援団員の認定を受けている者（とちぎ夢大地応援団員の構成員を含む。）又は TUNAGU の認定を受けている者が、評価基準日前2年間に活動を実施した実績
- ② インターンシップ等による学生の受入実績
- ・ 評価基準日の属する年度の前2ヶ年度に、学校教育法に基づく学校等に通う学生等（中学生以上）を対象に教育機関との取り決めをして行った職業体験学習又はインターンシップの実績
- ③ 水防等協力団体指定実績
- ・ 評価基準日現在において、栃木県内を活動場所として、水防管理者（市町村長等）から水防協力団体制度に基づく指定（指定団体の構成員を含む）、河川管理者（国土交通大臣、知事又は市町村長等）から河川協力団体制度に基づく指定（指定団体の構成員を含む）又は道路管理者（国土交通大臣、知事又は市町村長等）から道路協力団体制度に基づく指定（指定団体の構成員を含む）を受けている実績
- ④ 県が推進する環境施策等への取組実績（以下のいずれか）
- エコキーパー事業所認定実績であって、次に該当するものとする。
 - ・ 評価基準日現在において、エコキーパー事業所★★ランク又は★★★ランクの認定を受けている実績
 - 日光杉並木オーナー制度による契約実績であって、次に該当するものとする。
 - ・ 評価基準日前1年間に、オーナー契約をしている実績（事業所名義又は会社法第349条に規定する代表取締役の個人名義でオーナー契約をしているものに限る）
- ⑤ 担い手確保への取組実績
- 学校教育法に基づく学校等又は、地域住民により自治会として組織される団体が行う事業に対し、建設業者又は建設業者で構成される団体の一員として無償で参加協力した場合、又は建設業者で構成される団体（JVを除く）が行う事業に団体の構成員として無償で参加した場合であって、次に該当するものとする。
 - ・ 評価基準日前2年間に、若手技術者や女性技術者等の担い手確保のため、現場見学会や出前講座、地域ふれあい活動等を通し、建設業の魅力や役割を伝える取り組みに貢献する活動を行った実績
- ⑥ 就労支援事業等における雇用実績（以下のいずれか）
- 緊急雇用創出事業における栃木県発注の委託業務であって、次に該当するものとする。
 - ・ 評価基準日前2年間に、当該業務の完了引渡しを行った実績
 - NPO法人栃木県就労支援事業者機構が行う就労支援への協力であって、次に該当するものとする。
 - ・ 当該機構へ会員登録されている者が、評価基準日前1年間に保護観察対象者又は更正緊急保護対象者を3ヶ月以上継続して雇用した実績
- (13) 週休2日制工事の実績については、評価基準日前2年間に完成引渡し完了した、国、特殊法人等、都道府県、都道府県出資公社又は市区町村発注の工事を、元請として施工（建設工事共同企業体の構成員としての施工を含む）した工事において、発注機関の要領等により4週8休以上を達成した工事における実績を評価する。
- (14) ICT活用工事の実績については、評価基準日前2年間に完成引渡し完了した、国、特殊法人等、都道府県、都道府県出資公社又は市区町村発注の工事を、元請として施工（建設工事共同企業体の構成員としての施工を含む）した工事において、発注機関の要領等によるICTを活用した工事（簡易型も含める）における実績を評価する。
- なお、「ICTを活用した工事」とは発注機関の要領等に基づく「全面活用型」又は「簡易型」を実施した工事をいう。
- (15) 若手・女性技術者の配置実績については、評価基準日前2年間に完成引渡し完了した、以下(i)又は(ii)が発注した工事を、元請として施工（建設工事共同企業体の構成員としての施工を含む）した工事において、若手・女性技術者を契約工期全般にわたり主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として配置した取り組みを評価する。
- (i) 国、特殊法人等、都道府県、都道府県出資公社、市区町村のいずれかの者
 - (ii) 上記(i)が発注したPFI事業を受注した者
- 評価対象とする若手・女性技術者は、評価基準日現在において3ヶ月以上直接的かつ恒常的に雇用しているものとする。なお、若手技術者とは、配置された当該工事の着手日現在において、満38歳以下のものとする。
- (16) 建設キャリアアップシステムの導入実績については、評価基準日現在において事業者登録している実績を評価する。

別 紙

【標準型】（土木一式工事、建築一式工事、アスファルト舗装工事、鋼橋上部工工事、PC 橋上部工工事、電気工事、管工事、機械器具設置工事、塗装工事、建築物解体工事対象）

評価区分		評価項目	配点
企業の 施工能力	企業の 技術力	ア 工事成績評定 過去の工事成績評定点（建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。）の 平均値〔小数点以下切捨て〕により評価する。 対象となる評定点がない場合は、平均値を 65 点とみなす。	3.0 点
		イ 企業の施工実績 同種・類似工事を元請けとして施工した企業の実績（建設工事共同企業体の構成員 としての実績を含む。）を評価する。	2.0 点
		ウ 優良工事の受賞 過去の栃木県優良建設工事表彰等の受賞（建設工事共同企業体の構成員としての受 賞を含む。）の有無により評価する。	2.0 点
		エ ISO の認証取得 ISO9001 又は ISO14001 の認証取得の有無により評価する。	0.5 点
		オ 安全衛生活動の実績 建設業労働災害防止協会栃木県支部が実施する安全衛生講習会又は安全衛生活動 への参加実績の有無により評価する。	0.5 点
		カ 工事無事故等の実績 評価基準日前 1 年間における指名停止の期間及び書面での警告又は注意の措置が 無いことを評価する。	0.5 点
		キ 登録基幹技能者の配置 登録基幹技能者の本工事への配置により評価する。	0.5 点
	配置予 定技術 者の能力	ク 配置予定技術者の工事経験 同種・類似工事を元請けとして受注（建設工事共同企業体の構成員としての受注を 含む。）した工事における、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人 として施工した配置予定技術者の工事経験を評価する。	1.0 点
		ケ 配置予定技術者の工事成績評定 過去の工事成績評定点 80 点以上の建設工事の主任（監理）技術者としての実績を 評価する。 ただし、建設工事共同企業体として完成した建設工事の主任（監理）技術者につい ては、代表構成員に所属した者のみ評価する。	1.0 点
		コ 配置予定技術者のCPD 継続学習制度(CPD)における配置予定技術者の単位取得状況を評価する。	1.0 点
企業の 信頼性	地域精 通度	サ 地域内拠点の有無 本店（建設業法に基づく主たる営業所に限る。）の所在地に基づき評価する。 アスファルト舗装工事については、本店（建設業法に基づく主たる営業所に限る。） 又はアスファルトプラントの所在地に基づき評価する。県内に本店を有する企業にあ っては本店の所在地で、県内に本店を有しない企業にあってはアスファルトプラント の所在地で評価する。 鋼橋上部工工事、PC 橋上部工工事については、次の①、②について評価する。 ①県内に本店、支店、営業所（建設業法に基づく営業所に限る。）の所在地があるこ と。 ②県内に橋梁桁を製作できる工場の所在地があること。	2.0 点
	地域貢 献	シ 地域の守り手としての実績 路河川維持管理業務又は除雪業務の取組又は災害時等の応急対策業務の実施に関 する協定に基づく応急復旧工事、災害時等の応急対策業務の実施に関する協定に基づ く協力者名簿への登録等及び家畜伝染病の発生時等における防疫対策への協力に関 する協定に基づく協力者名簿への登録の実績を評価する。 鋼橋上部工工事、PC 橋上部工工事については、過去の橋梁補修工事又は橋梁補強工	2.0 点

		事を元請けとして施工した企業の実績（建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。）、災害時等の応急対策業務の実施に関する協定に基づく協力者名簿への登録等及び家畜伝染病の発生時等における防疫対策への協力に関する協定に基づく協力者名簿への登録の実績を評価する。	
		ス 災害時の基礎的事業継続力の認定 関東地方整備局による建設会社が備えている基礎的事業継続力の認定状況の評価する。	0.5 点
		セ 地域活動の実績 次の各項目のうち実績を有する項目数で評価する。 ①ボランティア活動実績 ②インターンシップ等による学生の受入実績 ③水防等協力団体指定実績 ④県が推進する環境施策等への取組実績 ⑤担い手確保への取組実績 ⑥就労支援事業等における雇用実績	2.0 点
	企業の実績	次の各項目のうち実績を有する項目数で評価する。 ソ 週休2日制工事の実績 完成引渡し完了した工事を元請けとして施工（建設工事共同企業体の構成員としての施工を含む。）した工事における週休2日制工事の実績により評価する。 タ ICT 活用工事の実績 完成引渡し完了した工事を元請けとして施工（建設工事共同企業体の構成員としての施工を含む。）した工事における ICT 活用工事の実績により評価する。 チ 若手・女性技術者の配置実績 完成引渡し完了した工事を元請けとして施工（建設工事共同企業体の構成員としての施工を含む。）した工事において、若手・女性技術者を主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として配置した取り組みを評価する。 ツ 建設キャリアアップシステムの導入実績 評価基準日現在において事業者登録している実績を評価する。	1.5 点
施工計画		テ 施工計画の評価 施工計画により評価する	8.0 点

【簡易Ⅰ型】（土木一式工事、建築一式工事、アスファルト舗装工事、鋼橋上部工工事、PC 橋上部工工事、電気工事、管工事、機械器具設置工事、塗装工事、建築物解体工事対象）

評価区分		評価項目	配点
企業の実績	企業の実績	ア 工事成績評価 過去の工事成績評価点（建設工事共同企業体の構成員としての評価点を含む。）の平均値〔小数点以下切捨て〕により評価する。 対象となる評価点がない場合は、平均値を 65 点とみなす。	3.0 点
		イ 企業の施工実績 同種・類似工事を元請けとして施工した企業の実績（建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。）を評価する。	2.0 点
		ウ 優良工事の受賞 過去の栃木県優良建設工事表彰等の受賞（建設工事共同企業体の構成員としての受賞を含む。）の有無により評価する。	2.0 点
		エ ISO の認証取得 ISO9001 又は ISO14001 の認証取得の有無により評価する。	0.5 点
		オ 安全衛生活動の実績 建設業労働災害防止協会栃木県支部が実施する安全衛生講習会又は安全衛生活動への参加実績の有無により評価する。	0.5 点

		カ 工事無事故等の実績 評価基準日前1年間における指名停止の期間及び書面での警告又は注意の措置が無いことを評価する。	0.5点
		キ 登録基幹技能者の配置 登録基幹技能者の本工事への配置により評価する。	0.5点
	配置予定技術者の能力	ク 配置予定技術者の工事経験 同種・類似工事を元請けとして受注（建設工事共同企業体の構成員としての受注を含む。）した工事における、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として施工した配置予定技術者の工事経験を評価する。	1.0点
		ケ 配置予定技術者の工事成績評定 過去の工事成績評定点80点以上の建設工事の主任（監理）技術者としての実績を評価する。 ただし、建設工事共同企業体として完成した建設工事の主任（監理）技術者については、代表構成員に所属した者のみ評価する。	1.0点
		コ 配置予定技術者のCPD 継続学習制度（CPD）における配置予定技術者の単位取得状況を評価する。	1.0点
	企業の信頼性	サ 地域内拠点の有無 本店（建設業法に基づく主たる営業所に限る。）の所在地に基づき評価する。 アスファルト舗装工事については、本店（建設業法に基づく主たる営業所に限る。）又はアスファルトプラントの所在地に基づき評価する。県内に本店を有する企業にあっては本店の所在地で、県内に本店を有しない企業にあってはアスファルトプラントの所在地で評価する。 鋼橋上部工工事、PC橋上部工工事については、次の①、②について評価する。 ①県内に本店、支店、営業所（建設業法に基づく営業所に限る。）の所在地があること。 ②県内に橋梁桁を製作できる工場の所在地があること。	2.0点
	地域貢献	シ 地域の守り手としての実績 路河川維持管理業務又は除雪業務の取組又は災害時等の応急対策業務の実施に関する協定に基づく応急復旧工事、災害時等の応急対策業務の実施に関する協定に基づく協力者名簿への登録等及び家畜伝染病の発生時等における防疫対策への協力に関する協定に基づく協力者名簿への登録の実績を評価する。 鋼橋上部工工事、PC橋上部工工事については、過去の橋梁補修工事又は橋梁補強工事を元請けとして施工した企業の実績（建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。）、災害時等の応急対策業務の実施に関する協定に基づく協力者名簿への登録等及び家畜伝染病の発生時等における防疫対策への協力に関する協定に基づく協力者名簿への登録の実績を評価する。	2.0点
		ス 災害時の基礎的事業継続力の認定 関東地方整備局による建設会社が備えている基礎的事業継続力の認定状況を評価する。	0.5点
		セ 地域活動の実績 次の各項目のうち実績を有する項目数で評価する。 ①ボランティア活動実績 ②インターンシップ等による学生の受入実績 ③水防等協力団体指定実績 ④県が推進する環境施策等への取組実績 ⑤担い手確保への取組実績 ⑥就労支援事業等における雇用実績	2.0点
	企業の取組	次の各項目のうち実績を有する項目数で評価する。 ソ 週休2日制工事の実績 完成引渡しが完了した工事を元請けとして施工（建設工事共同企業体の構成員としての施工を含む。）した工事における週休2日制工事の実績により評価する。	1.5点

		タ ICT 活用工事の実績 完成引渡しが完了した工事を元請けとして施工（建設工事共同企業体の構成員としての施工を含む。）した工事における ICT 活用工事の実績により評価する。 チ 若手・女性技術者の配置実績 完成引渡しが完了した工事を元請けとして施工（建設工事共同企業体の構成員としての施工を含む。）した工事において、若手・女性技術者を主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として配置した取り組みを評価する。 ツ 建設キャリアアップシステムの導入実績 評価基準日現在において事業者登録している実績を評価する。	
施工計画		テ 施工計画の評価 簡易な施工計画により評価する	4.0 点

【簡易Ⅱ型】（土木一式工事、建築一式工事、アスファルト舗装工事、鋼橋上部工工事、PC 橋上部工工事、電気工事、管工事、機械器具設置工事、塗装工事、建築物解体工事対象）

評価区分		評価項目	配点
企業の 施工能力	企業の 技術力	ア 工事成績評定 過去の工事成績評定点（建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。）の 平均値〔小数点以下切捨て〕により評価する。 対象となる評定点がない場合は、平均値を 65 点とみなす。	3.0 点
		イ 企業の施工実績 同種・類似工事を元請けとして施工した企業の実績（建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。）を評価する。	2.0 点
		ウ 優良工事の受賞 過去の栃木県優良建設工事表彰等の受賞（建設工事共同企業体の構成員としての受賞を含む。）の有無により評価する。	2.0 点
		エ ISO の認証取得 ISO9001 又は ISO14001 の認証取得の有無により評価する。	0.5 点
		オ 安全衛生活動の実績 建設業労働災害防止協会栃木県支部が実施する安全衛生講習会又は安全衛生活動への参加実績の有無により評価する。	0.5 点
		カ 工事無事故等の実績 評価基準日前 1 年間における指名停止の期間及び書面での警告又は注意の措置が無いことを評価する。	0.5 点
企業の 信頼性	地域精 通度	キ 地域内拠点の有無 本店（建設業法に基づく主たる営業所に限る。）の所在地に基づき評価する。 アスファルト舗装工事については、本店（建設業法に基づく主たる営業所に限る。） 又はアスファルトプラントの所在地に基づき評価する。県内に本店を有する企業にあ っては本店の所在地で、県内に本店を有しない企業にあってはアスファルトプラント の所在地で評価する。 鋼橋上部工工事、PC 橋上部工工事については、次の①、②について評価する。 ①県内に本店、支店、営業所（建設業法に基づく営業所に限る。）の所在地があるこ と。 ②県内に橋梁桁を製作できる工場の所在地があること。	2.0 点
	地域貢 献	ク 地域の守り手としての実績 路河川維持管理業務又は除雪業務の取組又は災害時等の応急対策業務の実施に関 する協定に基づく応急復旧工事、災害時等の応急対策業務の実施に関する協定に基づ く協力者名簿への登録等及び家畜伝染病の発生時等における防疫対策への協力に関 する協定に基づく協力者名簿への登録の実績を評価する。 鋼橋上部工工事、PC 橋上部工工事については、過去の橋梁補修工事又は橋梁補強工 事を元請けとして施工した企業の実績（建設工事共同企業体の構成員としての実績を	2.0 点

		含む。)、災害時等の応急対策業務の実施に関する協定に基づく協力者名簿への登録等及び家畜伝染病の発生時等における防疫対策への協力に関する協定に基づく協力者名簿への登録の実績を評価する。	
		ケ 災害時の基礎的事業継続力の認定 関東地方整備局による建設会社が備えている基礎的事業継続力の認定状況の評価する。	0.5 点
		コ 地域活動の実績 次の各項目のうち実績を有する項目数で評価する。 ①ボランティア活動実績 ②インターンシップ等による学生の受入実績 ③水防等協力団体指定実績 ④県が推進する環境施策等への取組実績 ⑤担い手確保への取組実績 ⑥就労支援事業等における雇用実績	2.0 点
	企業の取組	次の各項目のうち実績を有する項目数で評価する。 サ 週休2日制工事の実績 完成引渡しが完了した工事を元請けとして施工（建設工事共同企業体の構成員としての施工を含む。）した工事における週休2日制工事の実績により評価する。 シ ICT 活用工事の実績 完成引渡しが完了した工事を元請けとして施工（建設工事共同企業体の構成員としての施工を含む。）した工事における ICT 活用工事の実績により評価する。 ス 若手・女性技術者の配置実績 完成引渡しが完了した工事を元請けとして施工（建設工事共同企業体の構成員としての施工を含む。）した工事において、若手・女性技術者を主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として配置した取り組みを評価する。 セ 建設キャリアアップシステムの導入実績 評価基準日現在において事業者登録している実績を評価する。	1.0 点

【簡易Ⅲ型】（土木一式工事、建築一式工事、アスファルト舗装工事、鋼橋上部工工事、PC 橋上部工工事、電気工事、管工事、機械器具設置工事、塗装工事、建築物解体工事対象）

評価区分		評価項目	配点
企業の施工能力	企業の技術力	ア 工事成績評定 過去の工事成績評定点（建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。）の平均値〔小数点以下切捨て〕により評価する。 対象となる評定点がない場合は、平均値を 65 点とみなす。	3.0 点
		イ 安全衛生活動の実績 建設業労働災害防止協会栃木県支部が実施する安全衛生講習会又は安全衛生活動への参加実績の有無により評価する。	0.5 点
		ウ 工事無事故等の実績 評価基準日前 1 年間における指名停止の期間及び書面での警告又は注意の措置が無いことを評価する。	0.5 点
企業の信頼性	地域精通度	エ 地域内拠点の有無 本店（建設業法に基づく主たる営業所に限る。）の所在地に基づき評価する。 アスファルト舗装工事については、本店（建設業法に基づく主たる営業所に限る。）又はアスファルトプラントの所在地に基づき評価する。県内に本店を有する企業にあっては本店の所在地で、県内に本店を有しない企業にあってはアスファルトプラントの所在地で評価する。 鋼橋上部工工事、PC 橋上部工工事については、県内における本店、支店、営業所（建設業法に基づく営業所に限る。）又は橋梁桁を製作できる工場の所在地に基づき評価する。	3.0 点
	地域貢献	オ 地域の守り手としての実績	2.0 点

献	路河川維持管理業務又は除雪業務の取組又は災害時等の応急対策業務の実施に関する協定に基づく応急復旧工事、災害時等の応急対策業務の実施に関する協定に基づく協力者名簿への登録等及び家畜伝染病の発生時等における防疫対策への協力に関する協定に基づく協力者名簿への登録の実績を評価する。 鋼橋上部工工事、PC 橋上部工工事については、過去の橋梁補修工事又は橋梁補強工事を元請けとして施工した企業の実績（建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。）、災害時等の応急対策業務の実施に関する協定に基づく協力者名簿への登録等及び家畜伝染病の発生時等における防疫対策への協力に関する協定に基づく協力者名簿への登録の実績を評価する。	
	カ 地域活動の実績 次の各項目のうち実績を有する項目数で評価する。 ①ボランティア活動実績 ②インターンシップ等による学生の受入実績 ③水防等協力団体指定実績 ④県が推進する環境施策等への取組実績 ⑤担い手確保の取組に関する実績 ⑥就労支援事業等における雇用実績	2.0 点